

はじめに

景観デザインの目的と役割

景観デザインとは

デザインとは、

「対象に要求されている機能に応じて構造や製作方法、コストなどを考慮しながら、人間がつかいやすく、かつ美しく感じるカタチにまとめあげる（統合する）行為」



景観デザインとは、

「対象のみならず、対象を取り巻く自然環境やそれと関わりのある諸施設、人々の活動などを含めた全体の風景を対象として捉え、その関係をデザインすること」

デザインとは

デザインの語源はデッサンと同じく、「計画を記号に表す」という意味のラテン語 *designare* である。つまり、デザインとは、ある問題を解決するために、思考や概念を組み立て、具体的なカタチに表現する行為と解釈できる。

日本では、図案や意匠などと訳され、単に表面を飾る意味使われることもあったが、最近では、広く理解、認識されつつある。例えば、日本技術者教育認定基準（JABEE）では、建築・都市デザイナーに求められるデザイン能力を、単なる設計図面制作ではなく、「必ずしも解が一つでない課題に対して、種々の学問・技術を利用して、実現可能な解を見つけ出していくこと」としていることなどが、その例としてあげられよう。

そこで本書では、これらデザインに対する近年の論議を踏まえ、その定義を「対象に要求されている機能に応じて構造や製作方法、コストなどを考慮しながら、人間がつかいやすく、かつ美しく感じるカタチにまとめあげる（統合する）行為」とする。

また、デザインとよく混同して使われる「修景」は、本来、施設の構造や機能とは直接関係ない何かを付加し、あるいは削除することで、施設のカタチを整えるデザインの手法の一つであり、デザインとは、同意ではないことに留意したい。



景観デザインとは

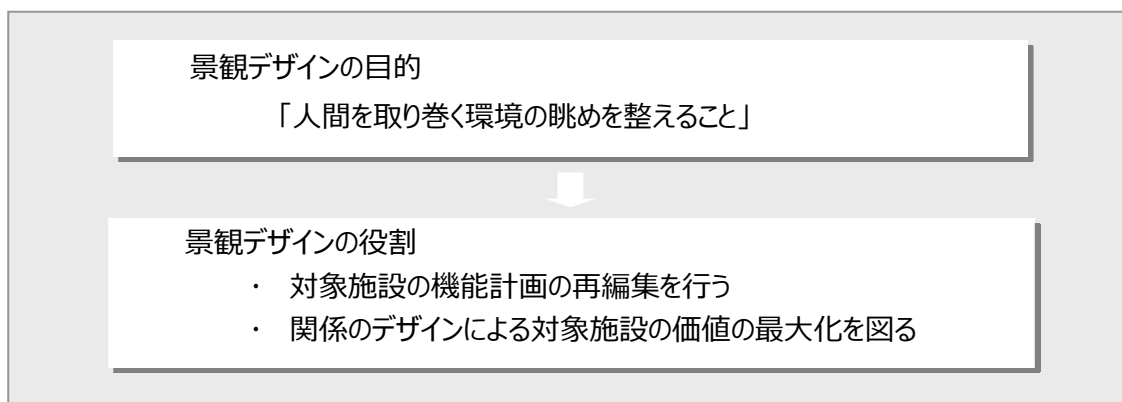
景観とは、「人間を取り巻く環境[※]の眺めそのものである」（中村良夫）

したがって、景観デザインの対象は、今まさに設計しようとしている施設のみならず、その周辺を取り巻く自然環境やそれと関わりのある諸施設、人々の活動などを含めた全体の風景を対象として捉え、その関係をデザインすることである。

但し、実際には、それらの全てに手を加えることは不可能であるため、可能な限り対象以外の要素も扱いながら、地域の歴史や文化、活動、生態系などに配慮し、環境や周囲の施設との関係を考慮したうえで「人間を取り巻く環境の眺めを整える」が景観デザインの目的となる。

※ここで言う「環境」とは、空間や場のことであり、エコロジカルな意味ではない

景観デザインの目的と役割



景観デザインの役割

本書では、公共施設の計画における景観デザインの基本的な役割を次の2点に要約する。対象施設に求められる機能に沿って、必要なものを加え、不要なものを削除し、機能計画の再編集を行うこと。造形美も、感性を持つ人間が使う道具として必要不可欠な機能であることから、これに含まれる。

対象施設と周辺相互を繋ぎ、対象の価値を最大限に活かす方策を計画に加えること。例えば、道路や橋梁を観光資源やランドマークとして活用することや地域コミュニティの活性化に活用することなどが考えられる。

例えば、橋をひとつつくることを考えてみよう。社会的経済的な要求を吸い上げ、その必要性を判定し、人や車の交通量に応じた容量を定め、他の橋との機能分担をきめてゆくのが「計画」である。これに対して、重量や地震力、風力に対応してこれに耐えうるものに設計するのが狭い意味の「構造」である。

しかし、それだけで終わりではない。

橋は、日常生活の様々なシーンで利用され、人は、年月を経て、橋にある情感を持つようになる。また、旅行者は、橋を自分の位置や目的地を示すランドマークとして眺め、場合によっては、観光資源として活用することも考えられる。

「橋は、ただ、安全に渡ることができればよいというものではない。」



観光資源としての橋
海中道路(うるま市)
出典：* 1



港のシンボルゲート
泊大橋(那覇市)
出典：* 2



生活の場としての橋
ブルックリン大橋(ニューヨーク)
出典：* 2

モノは必ずカタチをとり、色彩がある。それが地域の個性をつくり、街の潤いをつくる「人間的な事業」になる。そこで「景観デザイン」が必要になってくる。景観デザインは積極的に、人間と関わり、計画に生命を与えるものである。

景観評価システムの考え方

景観評価システムの目的

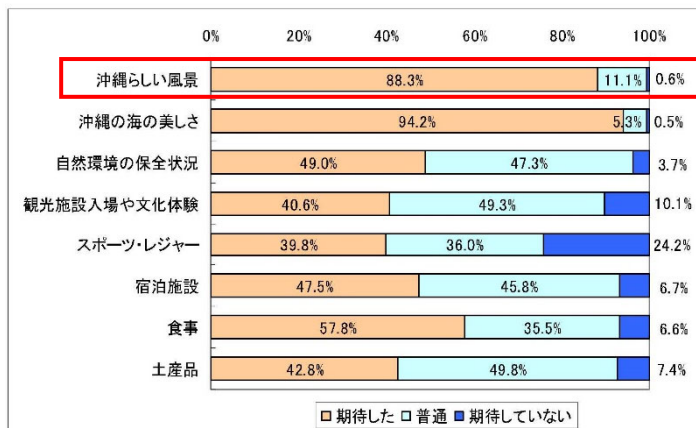
景観に配慮された社会資本整備により形成される良質な公共空間を創出することにより、地域住民が誇りを持てること、さらに世界水準の観光地形成に寄与することを目的とする。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、地域住民が誇りを持てる空間を創出し、地域活性化に資する取り組みへの参画を促進させることが重要である。

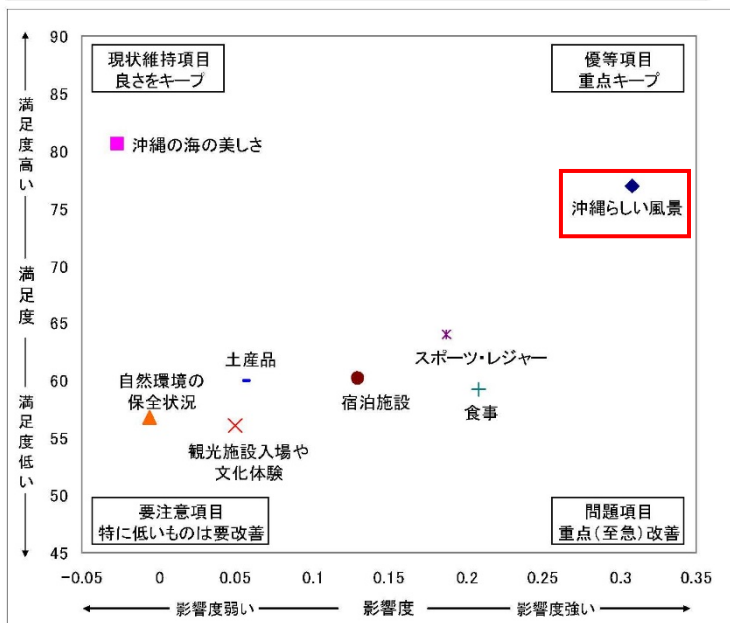
平成 18 年度観光統計実態調査における沖縄観光客満足度調査結果（H19.3 沖縄県）によると、観光客は沖縄らしい風景に大きな期待を寄せており、沖縄の景観向上が旅行全体の満足度を大きく左右する要因となっている。

旅行前の期待度 2 位 : 沖縄らしい風景
 旅行全体の満足度に影響する要因 1 位 : 沖縄らしい風景

観光客の満足度向上が観光振興にもつながることから、公共工事における景観評価システムを構築する。



旅行の期待度
出典：* 3



CS ポートフォリオ（旅行全体の満足度） 出典：* 3

景観評価システムの基本的な考え方

重要度による区分

良質な公共空間を創出するには景観検討を行うことが重要である。なお、景観上の重要度に応じて景観検討の取り組みのレベルを2つに区分し、メリハリのある景観検討を行う。

良質な景観を形成する上での景観上の重要度に応じて、景観検討の対象と内容にメリハリをつけることが重要である。景観検討の対象については、景観上の重要度に応じて、下表のように、重点検討事業と一般検討事業に区分する。

	重点検討事業	一般検討事業
	重要な景観となる場所 →CG 等の景観予測を必ず行う 必要がある場所 →地元市町村・地域住民との協働が特に重要と考える場所	一般的な景観となる場所
景観検討の内容	<ul style="list-style-type: none"> CG等を用いて景観予測を行い、その結果を計画や設計に反映 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、CG等を用いて景観予測を行い、その結果を計画や設計に反映
専門家への意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 景観アドバイス会議の開催又は景観の専門家の直接指導を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、景観アドバイス会議又は景観の専門家の直接指導を受ける
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県景観評価委員会で確認・助言する 	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県景観評価委員会に報告する
地元、市町村及び地域住民との協働（※）	<ul style="list-style-type: none"> 地元市町村と連携する 地域住民との連携に努める 住民が対象地を使いこなす仕組みづくりの検討を地元市町村と協働して行う 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、地元市町村と地域住民との連携に努める 必要に応じて、住民が対象地を使いこなす仕組みづくりの検討を地元市町村と協働して行う

※地域住民との連携

地元市町村・地域住民と協働し、公共空間を活用している例



那覇大綱挽
国道58号（那覇市）
出典：*4



歩行者天国の様子
那覇国際通り（那覇市）
出典：*5



クルーズ船をエイサーで見送り
那覇国際旅客ターミナル（那覇市）
出典：*6

自然環境への配慮

沖縄県は、我が国で唯一の亜熱帯性多雨気候の島嶼からなり、自然環境面では、他の都道府県には例のない多くの固有種を含み、特殊な生態系を有している。一方、島嶼性という狭い自然環境は、ぜい弱で環境容量が小さく、開発等が大きな影響を与えると考えられること、また固有の生態系が景観の一部を形成していることから、事務所等は、景観検討を行うに当たっては、このような県土の特性に十分配慮するものとする。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に該当する事業については、これらに従って景観及び生態系について調査・予測・評価を行う。なお、確認した結果については、本景観評価システムにおける景観検討に活用すること。

また、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に該当しない事業についても、生態系を配慮した景観検討を進めること。



沖縄固有の生態系が景観の一部を形成している例

- ①②：やんばるの森とヤンバルクイナ
- ③④：沖縄北部の河川景観とオキナワヒメナキリ
- ⑤⑥：石垣島川平湾のイノー景観とサンゴ
- ⑦：石垣島吹道川のマングローブ
- ⑧：星砂（海藻などに付着した有孔虫（ホシズナ））が見られる竹富町の皆治浜

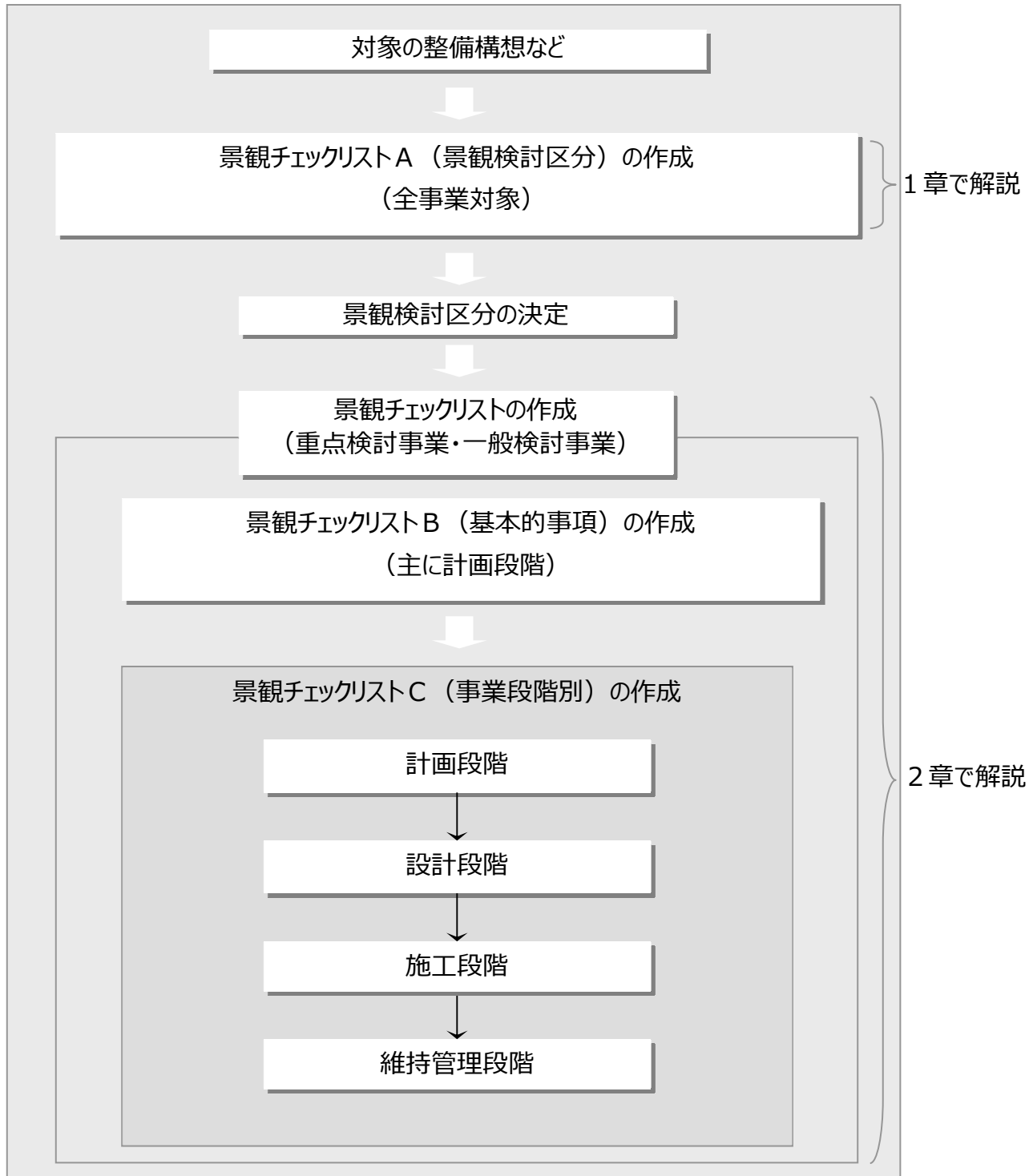
⑤⑥：川平湾（石垣市）、⑦：吹道川（石垣市）、⑧：竹富町

出典：①＊7、②＊8、③④⑥＊9、⑤⑦＊1、⑧＊2

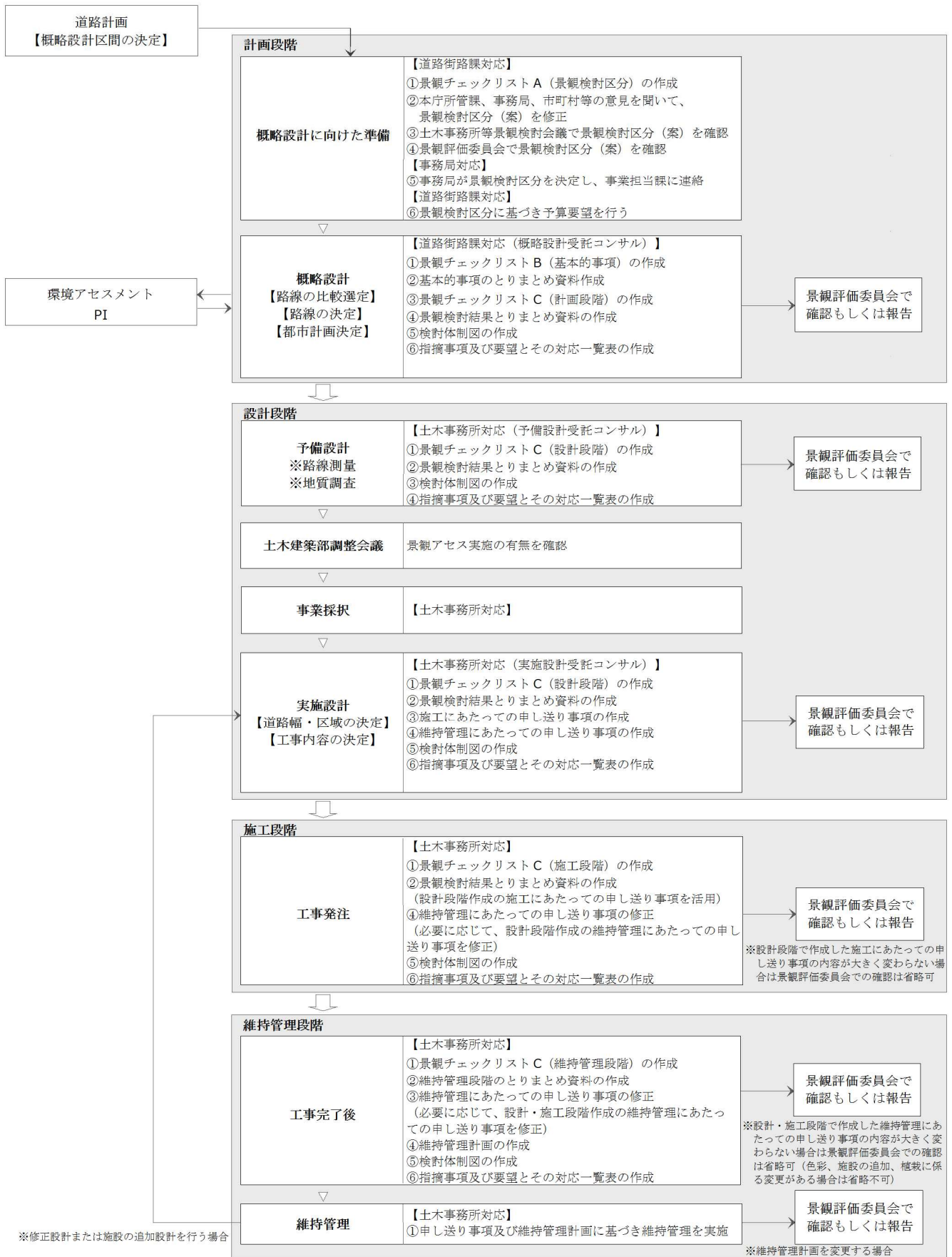
景観評価システムの方法

景観評価システムの流れ

景観評価システムは、「事業の区分」のチェック、「事業の進捗状況」のチェックの2段階にわたって行い、それぞれの段階は、専用のチェックリストを作成する。



道路事業の景観検討の流れ



1. 景観チェックリストA（景観検討区分）

景観検討区分は、全事業を対象に、以下に従い区分する。

1. 1 景観検討区分の目的と流れ

対象事業の景観検討区分の目的は、次の2点に要約できる。

- ・ 景観検討のための予算要望処置を行うため
- ・ 景観評価委員会、事務局が、当該年度の事業内容を把握するため

景観検討区分によって必要な検討内容及び検討体制が異なり、予算面の措置が必要となるため、事務所等は下表のような流れで景観検討区分を決定すること。

検討の前年度	予算要望前	<p>事業実施担当者が景観チェックリストA（景観検討区分）を用いて景観検討区分（案）を作成</p> <p>※一般検討事業又は検討対象外事業に区分する場合は、確認ができる資料が必要</p> <p>本庁所管課、事務局、市町村等の意見を聞いて、景観検討区分（案）を修正</p> <p>土木事務所等景観検討会議で、景観検討区分（案）を確認</p> <p>沖縄県景観評価委員会で景観検討区分（案）を確認</p> <p>事務局が景観検討区分を決定</p> <p>景観検討区分に基づき予算要望を行う</p> <p>※重点検討事業は景観検討に際し、景観予測資料の作成、専門家への確認が必須となるため、これらも含めた予算を確保</p>
	12月頃	予算確定
	1月頃	事務所等は、予算が確保できた事業について、景観検討区分一覧表を事務局に報告

設計、施工、維持管理の各段階において、景観検討実施単位を分割した場合は、事務所等は分割した単位ごとに景観チェックリストA（景観検討区分）を作成する。

景観検討区分決定後、実際に景観検討を行うまでに数年経過している場合は、時間経過に伴う周辺環境（土地利用等）の変化を踏まえ、必要に応じて一般検討事業を重点検討事業に変更する。なお、重点検討事業を一般検討事業へ変更しようとする場合は、景観検討区分の変更について事務局に諮ることができる。

1. 2 景観チェックリストA（景観検討区分）

作成年月日：平成○年○月○日
 作成者連絡先
 ○○事務所○○課
 担当者：○○○○、○○○○
 TEL：○○○—○○○—○○○○
 E-mail：○○○○○@pref.okinawa.lg.jp

I. 事業概要

下表の回答とあわせて、確認した内容がわかる該当部分の資料（パンフレット、予算要求資料等を活用）を提出するとともに、下表に該当するページ番号を記入する。

項目	チェック項目	頁	確認欄
事業名		—	—
事業位置	事業の位置はどこか。		—
対象施設	事業の対象施設は以下のどれか。（複数選択可） 1.道路 2.河川 3.港湾 4. 海岸 5.空港 6.公園 7.下水道 8.公共建築		
事業規模	事業規模はどの程度か。（事業化区間延長、道路幅員、建築物敷地面積、述べ床面積など）		—
事業期間	事業期間はどのくらいか。		—
事業段階	事業段階は以下のどれか。 1.計画段階 2.設計段階 3.施工段階 4.維持管理段階		
実施単位	事業の一部（業務単位）を景観検討実施単位として設計・施工等を行う場合、対象範囲はどこか。		—

II. 景観検討区分

下表の回答とあわせて、確認した内容がわかる該当部分の資料（パンフレット、予算要求資料等を活用）を提出するとともに、下表に該当するページ番号を記入する。なお、下表のいずれか1つでも該当する場合は、検討対象外事業となる。

表1 ○ 該当する × 該当しない

項目	チェック項目	頁	確認欄
検討対象外事業	地下構造物やLWL以下の港湾・海岸事業の構造物等事業による周辺への景観上の影響がないか、極めて小さいものであるため、将来にわたって景観形成要素とならない事業か（ただし、地下構造物であっても周辺の生態系に大きな影響を及ぼす恐れのない事業か）		

項目	チェック項目	頁	確認欄
	ある事業についてはこの限りではない		
	施設を整備しない調査業務や使役業務か（管渠布設工事、地盤改良工事、浚渫工事、路面清掃工事、河川を跨ぐ橋梁耐震補強工事等、景観上影響の少ないと想定されるものや、交通量調査、船舶利用量調査、地質調査、環境影響評価等）		



いずれか 1 つでも該当する場合は表 3 に進む
 いずれも該当しない場合は表 2 に進む

下表の回答とあわせて、確認した内容がわかる該当部分の資料（パンフレット、予算要求資料等を活用）を提出するとともに、下表に該当するページ番号を記入する。なお、下表のいずれか 1 つでも該当する場合は、重点検討事業となる。また、いずれにも該当しない場合は、一般検討事業となる。

表 2

○ 該当する × 該当しない

項目	チェック項目	頁	確認欄
①重点整備地区	沖縄まちなみミュージアム 24 地区で行う事業か。		
● 景観法 (右記は指定が予定・準備されている場合を含む)	景観計画区域（景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合）で行う事業か。		
	景観地区で行う事業か。		
	準景観地区で行う事業か		
	地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る）で行う事業か。		
	市町村の景観審議会に審議される事業か		
②優れた景観を有する地域	地域内における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	認定歴史的風刺維持向上計画の重点地区で行う事業か。（平成 25 年 3 月時点で沖縄県内に指定なし）	
都市計画法	風致地区で行う事業か。		
自然公園法	自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）内の特別地域で行う事業か。		
文化財保護法	伝統的建築物群保存地区で行う事業か。		
	重要文化的景観に関わる事業か。 (平成 25 年 3 月時点で沖縄県内に指定なし)		
都市緑地法	特別緑地保全地区で行う事業か。 (平成 25 年 3 月時点で沖縄県内に指定なし)		
景観条例	沖縄県及び市町村の条例による指定地区で行う事業か。（景観法以外の法令に基づく景観条例）		
● 世界遺産条約	世界遺産内で行う事業か。		
③主要な観光地など	主要な観光地（旧観光振興地域）などで行う事業か。		

項目	チェック項目	頁	確認欄
④主要なアクセス路	主要なアクセス路で行う事業か。		
⑤シンボルロード サイクリングロード	市町村が景観計画等でシンボルロード・サイクリングロード位置づけている道路か。		
⑥重要な路線 及び航路から よく見える事業	上記④、⑤の道路及び多くの観光客、地域住民が利用する航路だけでなくこれらからよく見え、景観に与える影響が大きい事業か。		
⑦優れた視点場	優れた視点場からの眺望景観に与える影響が大きい事業か。		
⑧事務所等判断	事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事務所等が判断する事業か。		
⑨その他	事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業か。		

下表に確認結果を回答する。

表 3

項目	チェック項目	確認欄
景観検討区分	景観検討区分は以下のいずれか。 1. 重点検討事業 2. 一般検討事業 3. 検討対象外事業	

Ⅲ. 根拠資料一覧

景観検討区分の確認にあたり使用した根拠資料の出典を以下に整理する。

記号	資料名称	作成年月日	作成者
A	重点検討事業概略確認マップ	平成 25 年 3 月	都市計画・モルル課

1. 3 「I. 事業概要」

事業名など

事業名・事業位置・対象施設・事業規模・事業期間・事業段階については、景観チェックリストA（景観検討区分）に沿って記入する。

実施単位

景観検討の実施単位は、事業採択を行う事業単位を基本とする。ただし、事業特性や景観形成に配慮すべき事項等を踏まえ、事業の一部（業務単位）を実施単位として設定することができる。

事業の一貫性確保のため、事業採択を行う事業単位を景観検討の実施単位とすることを基本とするが、事業規模が大きい場合など状況に応じて、ゾーンや事業スケジュール、景観検討業務ごとで景観検討実施単位を分割することができる。各事業段階での景観検討実施単位の考え方と景観検討をとりまとめた資料の整理方法の具体例を下表に提示する。

事業段階	景観検討実施単位	景観チェックシート
計画段階	重点検討事業 (事業採択単位) 	
設計段階	重点検討事業 一般検討事業 (業務発注単位)(業務発注単位) 	
施工段階	重点検討事業 一般検討事業 (業務発注単位)(業務発注単位) 	
維持管理段階	重点検討事業 一般検討事業 (業務発注単位)(業務発注単位) 	

1. 4 「Ⅱ. 景観検討区分」

表1 検討対象外事業

検討対象外事業は、地下構造物やLWL以下の港湾・海岸事業の構造物等事業による周辺への景観上の影響がないか、極めて小さいものであるため、将来にわたって景観形成要素とならない事業とする。ただし、地下構造物であっても周辺の生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある事業についてはこの限りではない。

管渠布設工事、地盤改良工事、浚渫工事、路面清掃工事、河川を跨ぐ橋梁耐震補強工事等、景観上影響の少ないと想定されるものや、交通量調査、船舶利用量調査、地質調査、環境影響評価等、施設を整備しない調査業務や使役業務などは、検討対象外事業として扱う。

表2 重点検討事業

景観に与える影響が大きく、また良質な景観の形成にとって影響が大きい以下の事業とする。重点検討事業の区分要件に該当するかどうかについて概略の確認ができる重点検討事業概略確認マップ（以降、確認マップと呼ぶ）を「3. 2 重点検討事業概略確認マップ」に提示する。なお、本確認マップはあくまでも目安であるため、詳細の区域については、別途確認すること。また、重点検討事業の区分要件のうち、⑤～⑨については、確認マップに表示していないため、別途確認すること。なお、予算要望のこの段階では、一つでも該当すれば、重点検討事業となるため、全てを詳細に確認する必要はない。

① 沖縄まちなみミュージアム24候補地区で行う事業⇒確認マップで確認可能

沖縄まちなみミュージアム地区とは、沖縄県特有の風土に根ざしたまちなみ景観や地域の人々の暮らしの景観などの様々な景観の魅力を博物館の展示物と見立て、地域を一つの屋根のない博物館として認定・顕彰し、良好な景観形成・保全・活用に向けた取り組みを重点的に行うことで、地域の豊かで質の高い暮らしの実現や国内外の観光客の交流を促進する地区である。沖縄まちなみミュージアム地区は以下の要件を満たすものであり、景観行政団体である市町村が申請し、沖縄県が景観行動計画に位置づけるものである。

- ・ 景観法に基づく景観地区、準景観地区もしくは景観誘導を目的とした都市計画法に基づく高度地区または地区計画に指定されている地域及びその地区を含む周辺地域であること
- ・ 地域の住民が地域の景観の保全・再生・創造に関して十分に理解し、景観協議会の設立等の地域の景観形成に関する推進体制が整っていること

② 優れた景観を有する地域で行う事業⇒確認マップで一部確認可能

優れた景観を有する地域は、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）（国土交通省 平成21年4月）」で位置づけられている。これらの地域で行う事業は景観上重要であるため、これに準拠する。

これに加え、景観法に基づく市町村の景観審議会で審議される事業については、景観上重要であること、また地元市町村との連携が重要であることから、優れた景観を有する地域で行う事業の要件に追加する。

根拠法等	対象地区等	重点検討事業概略 確認マップ の 記載状況	確認の 必要性
景観法 (右記は指定が予 定・準備されている 場合を含む)	景観計画区域（景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合）	—	○※4
	景観地区	—	○※4
	準景観地区	—	○※4
	地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る）	—	○※4
	市町村の景観審議会で審議される事業	—	○
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	認定歴史的風致維持向上計画の重点地区※3	※1	—
都市計画法	風致地区	△※2	△※5
自然公園法	自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域	△※2	△※6
文化財保護法	伝統的建造物群保存地区	—	○※7
	重要文化的景観※3	※1	—
都市緑地法	特別緑地保全地区※3	※1	—
景観に関する条例	沖縄県及び市町村の条例により定められた指定地区（景観法以外の法令に基づく景観に関する条例）	—	○※8
世界遺産条約	世界遺産	○	—

※1 平成 25 年 3 月時点で沖縄県内に指定なし

※2 平成 20 年 3 月時点の指定区域であり現在の指定状況の確認が必要

※3 平成 25 年 3 月時点で沖縄県内に指定なし

※4 都市計画図、景観計画を参照するなど

※5 市町村発行の都市計画図を利用してヒアリングを行うなど

※6 環境省や沖縄県環境生活部自然保護課のホームページを利用してヒアリングを行うなど

※7 文化庁や沖縄県教育委員会のホームページを利用してヒアリングを行うなど

※8 県又は市町村のホームページを利用してヒアリングを行うなど

③ 主要な観光地などで行う事業⇒確認マップで確認可能

主要な観光地などとしては、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」と沖縄まちなみミュージアムがある。なお、上記以外の観光地としての位置づけは、現在「観光地形成促進計画（平成 24 年 7 月 沖縄県）」において、観光地形成促進地域として沖縄県全域を指定しているが、これでは重要な地域と一般的な地域の区分がない。そのため、主要な観光地は、「第三次沖縄県観光振興計画（平成 20 年 3 月 沖縄県）」において指定した旧観光振興地域に準拠する。

旧観光振興地域は、沖縄振興特別措置法において、主務大臣（内閣総理大臣、国

土交通大臣、農林水産大臣、環境大臣)の同意を受けて位置づける地域である。なお、指定する地域は、観光振興を図るため、観光関連施設の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める以下の要件を満たしている。

- ・ 優れた自然の風景地、文化財等の観光資源を有すること
- ・ 自然的社会的条件からみて一体として観光関連施設の整備を図ることが相当と認められること
- ・ 観光関連施設の用に供する土地の確保が容易であること
- ・ 観光関連施設の整備が確実と見込まれること

④ 観光地などへの主要なアクセス道路⇒確認マップで確認可能

主要な観光地などへの主要なアクセス道路は、以下とする。なお、確認マップでは確認できない道路の場合は、当該事業が主要なアクセス道路となるか以下を踏まえて判断すること。

- ・ 重要であると位置づけられている道路
 - ・ 国直轄国道（地域住民や観光客が通る重要な道路であるとともに、沖縄総合事務局・景観検討の基本方針で重点検討事業に位置づけられている）
 - ・ 沖縄県社会資本総合整備計画（平成 21～25 年度）で観光に寄与する道路として位置づけられている道路
 - ・ 第 3 次沖縄県観光振興計画（平成 20 年 3 月）で観光に寄与する道路として位置づけられている道路
- ・ 拠点（空港・港）から世界遺産へのルート
- ・ 拠点（空港・港）から沖縄まちなみミュージアム・旧観光振興地域へのルート
- ・ 世界遺産から世界遺産へのルート

⑤ 市町村が景観計画等でシンボルロード・サイクリングロードに位置づけている道路

⇒確認マップで確認不可（市町村にてヒアリング）

市町村が景観計画や都市計画マスタープランなどの上位計画で、シンボルロードまたは景観や観光を重視したサイクリングロードとして位置づけている道路は、観光客だけでなく地域住民にとっても重要な路線である。

例) シンボルロード：那覇市景観計画で位置づけられている、首里シンボルロード（龍潭線（県道 40 号線）・首里城線・綾門大道）

例) サイクリングロード：南城市都市計画マスタープランで位置づけられている、沖縄の道自転車道（一般県道玉城那覇自転車道線）

⑥ 上記④、⑤の道路及び多くの観光客、地域住民が利用する航路からよく見える事業で、景観に与える影響が大きい事業⇒確認マップで確認不可（現地で確認）

上記④、⑤の道路及び多くの観光客、地域住民が利用する航路だけでなくこれらからよく見え、景観に与える影響が大きい事業についても確認することが必要である。

⑦ 市町村景観計画で位置付けているなどの優れた視点場からの眺望景観に与える影響が大きい事業⇒確認マップで確認不可（景観計画を参照後、現地を確認）

優れた視点場は、市町村の景観計画で位置づけられている視点場は必ず含むこととし、また以下のような視覚的な特徴を持った場所も確認すること。なお、必ず現地も確認すること。

a) 対象の見かけ上の大きさやカチを把握する上で有利な場所



瀬底大橋を眺められる場所
（本部町） 出典：* 1 0

b) 水面や緑を介して対象に面した場所



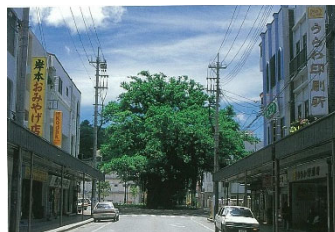
龍潭池及び緑を介して首里城を眺められる場所
（那覇市） 出典：* 2

c) 標高が高く、対象を含む周辺全体が俯瞰できる場所



ニライカナイ橋を俯瞰できる場所
（南城市） 出典：* 1

d) 道路や河川（水路）軸などの方向が対象に一致している場所



道路の軸上にありアイストップとなっている
名護市のひんぱんガジュマル
（名護市） 出典：* 1 1

また、視点場からの距離により、景観検討の配慮事項が異なるため、これらは区分して取り扱うこと。なお、視点場からの距離の定義は「海岸景観形成ガイドライン（平成 18 年 1 月 国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁）」より、以下の通りとする。

近景域：視点場から 500m まで

中景域：視点場から 500m～1,500m まで

遠景域：視点場から 1,500m 以上

- ⑧ 事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事務所等が判断する事業
⇒確認マップで確認不可

- ⑨ その他、事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業
⇒確認マップで確認不可

表3 一般検討事業

一般検討事業は、重点検討事業および検討対象外事業以外の事業とする。